

◎新潟県告示第327号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表 (1)～(2) (略) (3) <u>産業労働部関係</u> (略) (4)～(9) (略)	別表 (1)～(2) (略) (3) <u>産業労働観光部関係</u> (略) (4)～(9) (略)